

資料提供

令和2年4月29日

担当：広島県対策本部

担当者：健康対策課 西丸

直通：082-513-2778

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

本日4月29日(水)、県保健環境センターの検査により、新型コロナウイルス感染症の患者が1例確認されました。

この患者は、感染が疑われたため、帰国者接触者外来において検体を採取し、本日、上記センターにおいて検査を実施したものです。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内155例目です。

本件については、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っています。

【患者概要】

(1) 年齢：60歳代

(2) 性別：女性

(3) 居住地：三次市

(4) 職業：非公表

(5) 症状・経過：

4月15日(水)～ 微熱が数日継続

4月22日(水) 発熱(38.4℃)

4月27日(月) 症状継続のため、医療機関(県内)を受診

4月28日(火) 帰国者接触者外来において検体採取

4月29日(水) PCR検査の結果、新型コロナウイルス陽性
感染症指定医療機関等へ入院予定

(6) 行動歴：

発症前2週間以降、県外への外出なし

公共交通機関の利用なし

外出時は、常にマスクを着用

(7) 同居家族：なし

【県民の皆様へ】

- 週末・平日に関わらず外出を自粛してください。
- やむを得ず外出する場合は、他者との距離を可能な限り2メートル空けてください。
- 県をまたいで移動することや他の都道府県から人を招くことは、まん延防止の観点から、厳に避けてください。
- 在宅勤務、時差出勤、自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らしてください。
- 感染者・医療関係者やそのご家族を誹謗・中傷・差別することは絶対にやめてください。
- 風邪の症状が見られるときは学校や会社を休み、37.5℃以上の発熱が4日以上(高齢者、基礎疾患等がある方は2日程度)続いた場合や、強いだるさや息苦しさがある場合には、必ず最寄りの相談窓口連絡し、その指示に従ってください。

お願い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づき、プライバシー保護及び風評被害について格段の御配慮をお願いします。